

「本市における環境影響評価制度のあり方について」中間取りまとめの概要

1 経緯

法施行後 10 年以上が経過する中で、施行を通じて浮かび上がった課題や、社会情勢の変化に対応するため、平成 23 年 4 月に法改正がなされた。また、本市においても、条例の施行後 10 年以上が経過し、同じく社会情勢等の変化への対応や制度運用面から改善の検討が必要となった。

このような状況から、法の趣旨を踏まえた環境影響評価制度のあり方を検討する必要があること、また、条例施行後の課題に対応する必要があることから、本市における環境影響評価制度のあり方について検討するもの。

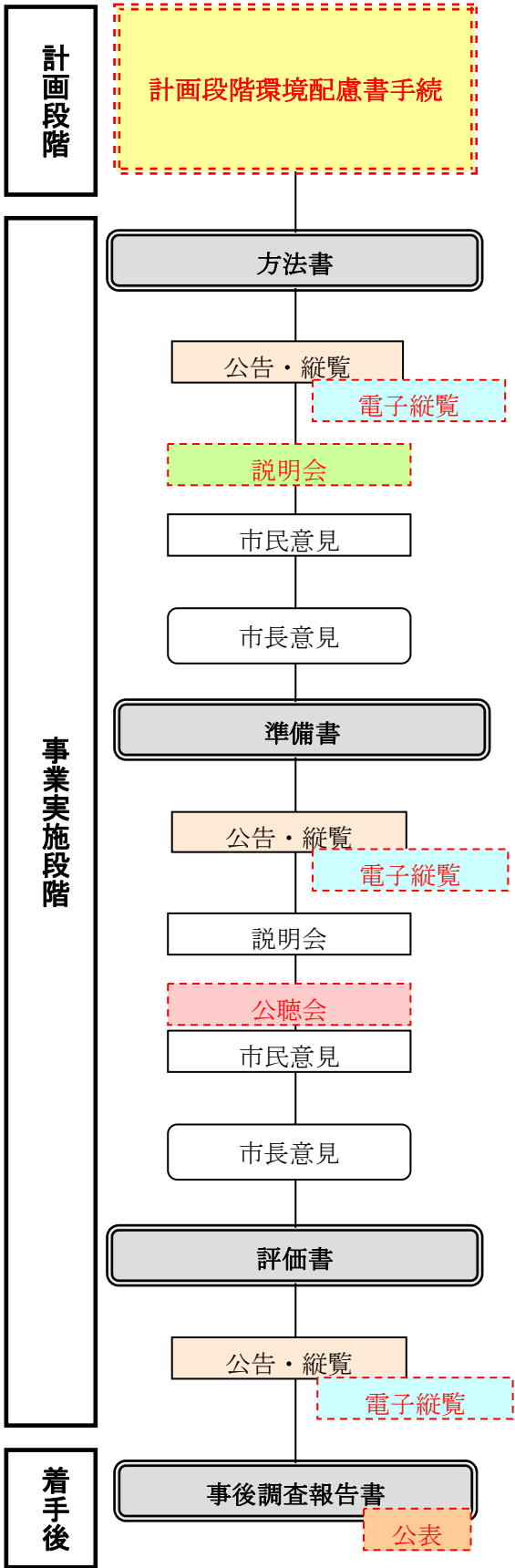
2 検討経過

日 程	内 容
平成 23 年 12 月 1 日	「本市における環境影響評価制度のあり方について」 ・環境審議会諮問 ・同日、環境管理部会に付議
平成 24 年 1 月 31 日	第 1 回環境管理部会 ・方法書説明会、電子縦覧、事後調査報告書公表の義務化 ・公聴会、災害関連適用除外の追加、公告方法の見直し
4 月 20 日	第 2 回環境管理部会 ・計画段階配慮書手続の新設 ・法と条例の調整規定の追加、発電所の対象要件の見直し ・中間取りまとめ

3 今後の予定

日 程	内 容	
平成 24 年	6 月	6 月議会委員会報告
	7～8 月	市民意見募集
	9 月頃	第 3 回環境審議会環境管理部会
	10 月頃	環境審議会審議・答申
	12 月	改正条例案議会上程
平成 25 年	4 月	改正条例施行

4 中間取りまとめについて



1 計画段階環境配慮書の手続の新設
 対象事業：すべての条例対象事業
 実施時期：事業の位置・規模又は施設の配置・構造等の検討段階
 公表：配慮書及び要約書を公表
 配慮書への意見：市長は意見を述べる事ができる
 環境保全の見地からの意見を求めるよう努める
 方法書への反映：配慮書手続きを反映

2 方法書要約書の作成及び方法書説明会の義務化
 方法書を要約した書類を縦覧，縦覧中の説明会の開催

3 環境影響評価図書電子縦覧の義務化

4 事後調査報告書の公表の義務化

5 公聴会の開催の規定の追加
 準備書段階で公聴会を開催

6 公告の方法の見直し
 事業者の選択肢を充実

7 災害復旧又は防止の際の適用除外規定の追加
 8 法と条例の調整の規定の追加
 法第二種事業へ配慮書手続を適用
 法対象事業の事後調査報告書を市へ報告
 9 発電所の対象要件の見直し
 風力発電所及び一定規模以上の土地改変を伴う太陽光発電所の対象規模等を設定

法改正関連

条例課題関連

※赤字が検討事項